

1 基本方針

- (1) 生徒の知・徳・体の均整のとれた生きる力を育むための活動とする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的かつ効率的に活動に取り組ませる。
- (3) 学校として部活動の指導および運営に係る体制を構築する。
- (4) 保護者ならびに地域と協働しながら活動に取り組ませる。

2 活動時間

- (1) 平日：2時間程度。ただし、午後6時30分までに終了、午後7時には完全下校させる。
- (2) 週休日等：3時間程度。ただし、強化指定部及び特別強化期間にある部は、生徒の過度な負担とならないように配慮しつつ活動時間を延長できるが、延長時間は1時間を限度とする。

3 休養日

- (1) 平日：1日以上／週
- (2) 週休日（土曜日、日曜日、祝日）等：1日以上／週
- (3) 長期休業：ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間計画に示す。
- (4) すべての定期考査において、考査1週間前から終了までは部活動を休止する。
- (5) 大会参加、県外遠征、合宿等により2（1）、（2）を超えた分は、同等の長さの休養時間を他の週に振り替えることが望ましいものとする。
- (6) 強化指定部及び特別強化期間にある部の活動については、休養日を1週当たり1日は設定した上で、設定できない休養日を他の週に振り替えて年間計画に示す。
- (7) 各部主催の合宿や2泊以上の遠征は年間4回までとし、長期休業中を原則とする。ただし、旅費等は補助しない。

4 年間計画および活動実績

顧問が作成し、次のとおり、提出する。

- (1) 年間計画： 入学式まで
- (2) 活動実績： 1学期分、2学期分、3学期分をそれぞれの終業式（修了式）当日まで
- (3) 提出先： 教頭

5 強化指定部及び特別強化期間

- (1) 次のいずれかを満たす場合は、強化指定部になることができる。
 - ①前年度の高体連・高野連の主催する県大会で「ベスト4」以上の成績を収めたチーム・個人の所属する部
 - ②上記①に準ずる大会や発表会等で同等の成績を収めたチーム・団体・個人の所属する部
- (2) 強化指定部以外の部においては、高体連・高文連・高野連の主催する大会・発表会等を目標として特別強化期間を設けることができる。部顧問が所定の様式により申し出ることにより、平日及び週休日の練習時間の30分程度の延長が許可される。期間開始は、予選が行われる1か月程度前からを目途とし、大会結果が決定した時点で終了する。
- (3) 強化指定または特別強化を申請する部は、所定の用紙に必要事項を記入し入学式までに部活動指導委員長に提出する。
- (4) 部活動指導委員会が強化指定及び特別強化の原案を作成し、学校長が決裁する。

6 その他

- (1) 上記以外の事項については山形県教育委員会の方針に則って実施する。
- (2) 生徒派遣、旅費補助については、「生徒派遣・旅費補助規定」による。
- (3) 必要に応じて部活動指導委員会、部顧問会議で諮る。

附則

2019年3月20日に策定し2019年4月1日に施行する。